

家庭用生ごみ減量機器設置促進事業

補助金をご活用ください

生ごみ処理容器および電気式生ごみ処理機を購入し設置した世帯に補助金を交付します。

購入・設置後3ヶ月以内に、交付申請書に必要書類を添えてクリーン推進課または環境課に提出してください。

補助対象者

- ・市内に住所があり、現在住んでいる方
- ・市内に生ごみ減量機器を設置する場所がある方
- ・市税を滞納していない方
- ・購入・設置した機器を常に良好な状態で維持管理できる方
- ・減量化された生ごみを自ら処理できる方

補助対象基数・補助金の額

- ①生ごみ処理容器
補助基数 1世帯2基まで
補助金額 購入費2分の1 (上限額3000円)
- ②電気式生ごみ処理機
補助基数 1世帯1基まで
補助金額 購入費2分の1 (上限額2000円)

申請に必要なもの

- ・印章、振込先がわかるもの、領収書の写し、保証書の写し、カタログなどの写真、設置状況写真、納税証明書 (市税関係)
- ※補助金には限りがありま
- すので、申請前に必ずお問い合わせください。

☎ 443-6937

年末のし尿の汲み取りはお早めに

年末のし尿の汲み取りは大変混雑し、連絡されても対処できない場合があります。年末にし尿の汲み取りを依頼する場合は、早めに事業者へ連絡してください。

年末の予約受付期限

12月9日(金)午後5時まで

年末の汲み取り業務

12月28日(水)正午まで

※1月4日(水)から通常業務

業者名および担当地域

○(株)五十嵐商会

☎ 443-4676

担当地域

一区、二区、五区、七区、

大成企業(株)

☎ 443-3231

担当地域

三区、四区、六区、大東、夕日丘、四木、滝台、沖、山田台、大谷流、小谷流、根古谷、岡田、用草、勢田、東吉田、吉倉、砂、上砂、希望ヶ丘、ガーデンタウン

環境課

☎ 443-1406

雨水を污水管に流していませんか

八街市の公共下水道は、污水は「污水管」、雨水は「雨水管(水路など)」で別々に流す「分流式下水道」であるため、污水と雨水は一緒に流すことはできません。

雨の日は、晴れの日と比べて2倍以上の污水が終末処理場に流れ込むことがあり、処理場への負担が増大するとともに、河川への水質悪化が生じるおそれもある状況です。

非常に危険です

雨の日に宅地内や道路に溜まった雨水を流すために、汚水ますやマンホールのふたを開けることは非常に危険です。

雨水が污水管に流れ込む

と、トイレが使えなくなる恐れがあるほか、道路のマンホールから污水が噴き出したり、転落事故など重大な事故につながることもあります。

雨水が污水管に流れていないか確認しましょう
宅地内の雨水が、誤って污水管に接続されていると、各家庭からの污水が流れにくくなったり、逆流してしまいます。

宅地内の雨水が污水管に接続されていないか確認し、誤って接続されていた場合は早急な改善をお願いいたします。

下水道課

☎ 443-1440

12月の移動交番情報

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
午前	午後			⑩	⑨	⑧
4	5	6	7	8	9	10
③	④	②	③	①	⑥	⑫
11	12	13	14	15	16	17
	⑧	⑪	⑥	②	⑫	③
18	19	20	21	22	23	24
②	⑫	⑨	④	③	⑧	⑥
25	26	27	28	29	30	31
	②					

①ファミリーマート

八街五方杭店

②ランドローム東吉田店

③イオン八街店

④コメリ八街中央店

⑤カスミ朝日店

⑥上砂やすらぎの家

⑦文違コミュニティセンター

⑧南部老人憩いの家

⑨一区コミュニティセンター

⑩富山コミュニティセンター

⑪泉台区民センター

⑫セブンスイレブ山田台店

※諸事情により開設できない場合もあります。

八街幹部交番

☎ 443-1110

持ち物 問合わせ

☎ 443-1110

FAX 444-0815

(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(案)に対する皆さんのご意見を

市では、市民とともにまちづくりを推進するため、(仮称)八街市協働のまちづくり推進計画(案)の策定作業を進めています。

推進計画(案)には、本市に関わるすべての人びとがまちづくりの担い手となつて、互いに支え合い、地域課題に取り組みしていくための具体的な取り組みについて、計画することとして

応募資格

市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所・法人がある方

意見の提出方法

氏名・団体名(所属している方)、住所、電話番号を記載し、総務課へ提出、郵送、FAX、Eメールのいずれか。

提出先

〒289-1192 八街市八街ほ35番地29 八街市役所総務課

☎ 444-0815

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

☎ 443-1113

年末年始特別警戒取り締まり・冬の交通安全運動

その酒で 失う信頼 家族の未来

年末年始は、犯罪や交通事故に対する意識も薄れてしまひ、皆さんのちよつとした油断からひつたりなりの犯罪や交通事故の多発が予想されます。

また、市内では、振り込め詐欺や空き巣、自転車盗難などの被害が増加しているほか、交通事故も多発しています。

こうした犯罪や交通事故

を防止するため、千葉県警では12月10日(土)から平成29年1月3日(火)まで年末年始特別警戒取り締まりを、12月10日(土)から19日(月)まで冬の交通安全運動をそれぞれ実施します。

犯罪や交通事故に遭わないように、日頃から注意しましょう。

☎ 484-0110

☎ 484-0110

☎ 484-0110

☎ 484-0110

記号の見方

日時

会場

内容

対象

定員

参加費

申し込み

締め切り

持ち物

問い合わせ

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110

☎ 443-1110